

流山市農業委員会 からのお知らせ

第16号

<発行>

平成31年2月8日

<編集>

流山市農業委員会事務局

流山市平和台1-1-1

提言活動

市長へ施策意見書提出

平成30年12月27日、水代会長をはじめ4名の委員により、井崎市長に「平成31年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。



↑井崎市長（最左）と意見書を手渡す農業委員（左から水代会長、吉田会長職務代理者、山崎委員、小倉委員）

意見書は農業委員会が法に基づき提出しているもので、農業委員によって複数回の会議を経て策定しています。

今回は、流山市農業のさらなる発展に向けて、「担い手への農地利用の集積・集約化」などについて要望しました。

（主な意見内容は下段参照）

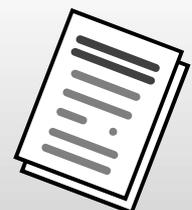
要望書の提出後には、市長と農業委員との間で、農業や農地に関する諸課題等について、率直な意見交換を行いました。



↑井崎市長（中央）との意見交換の様様

<意見書の主な内容>

1. 担い手への農地利用の集積・集約化
 - ・担い手の育成 ・農業経営の向上 ・農機具等による事故防止
2. 遊休農地の発生防止・解消について
 - ・遊休農地対策の拡充 ・生産緑地指定の促進 ・生産基盤の整備
3. 新規参入の促進について
 - ・新規就農者や農地所有適格法人等の農業参入に対する支援 ・農業後継者の育成 等



農地パトロール（利用状況調査）を実施！

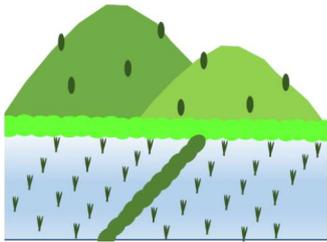
今年度も農業委員12名と農地利用最適化推進委員4名を中心に8月に農地利用状況調査（農地の重点パトロール）を行いました。

この調査は、農地法の規定により、年に1度市内の農地を対象に現地確認を行うものです。

農業委員、推進委員が分担して、荒れた農地を重点に、雑草の繁茂状況などを確認しています。



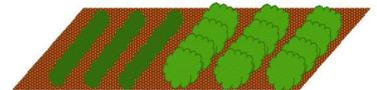
↑市内の農地を農業委員、推進委員がパトロールします。
（このほか日常的にも各委員によってパトロールが行われています）



その後、現地確認の情報をもとに、国の判定基準に照らし合わせて、新たに荒廃農地と判定された土地の所有者の方には、今後の耕作の意向等を伺う、利用意向調査を送付しています。

他の方に貸し付けを希望される場合でも、農地が耕作できる状態であることが必要なため、皆様には農地の適正な管理をお願いいたします。また、農地の転用には許可が必要です。無断転用は絶対におやめください。

農地の適正な管理について



農地法では、農地の所有者等の責務として、雑草等が繁茂しないよう、農地の管理を行うことが定められています。

農地は一度荒れてしまうと、元の耕作できる状態に戻すまでに大変な手間と労力がかかるばかりでなく、病害虫の発生や不法投棄の原因になるなど、周辺農業環境の悪化につながります。

また、近年は周辺農地所有者だけでなく、近隣住民や事業者、通行されている方々から、「草の道路、隣地へのはみ出し」、「草の種子等の飛散」についてのお申し出も非常に増加しています。

このような場合、農業委員会では現地の状況を確認し、土地所有者の方に文書の送付や訪問を行い、草刈等のお願いをしています。

管理が行えず、雑草等が繁茂している農地を所有している方は、近隣農地に影響を及ぼす前に、定期的に雑草を刈るなど、農地の適正な管理をお願いいたします。



↑草刈等の適正な管理がなされず、荒れた農地

生産緑地を
所有の方へ！

『生産緑地法』の改正について

～特定生産緑地制度の創設～

平成4年（1992年、流山市では平成4年11月24日指定）に指定した生産緑地は2022年に30年目を迎えます。指定から30年を過ぎると、生産緑地の買取り申出（いわゆる指定解除の手続き）が可能になりますが、税制特例措置（農地課税）は受けられなくなります。

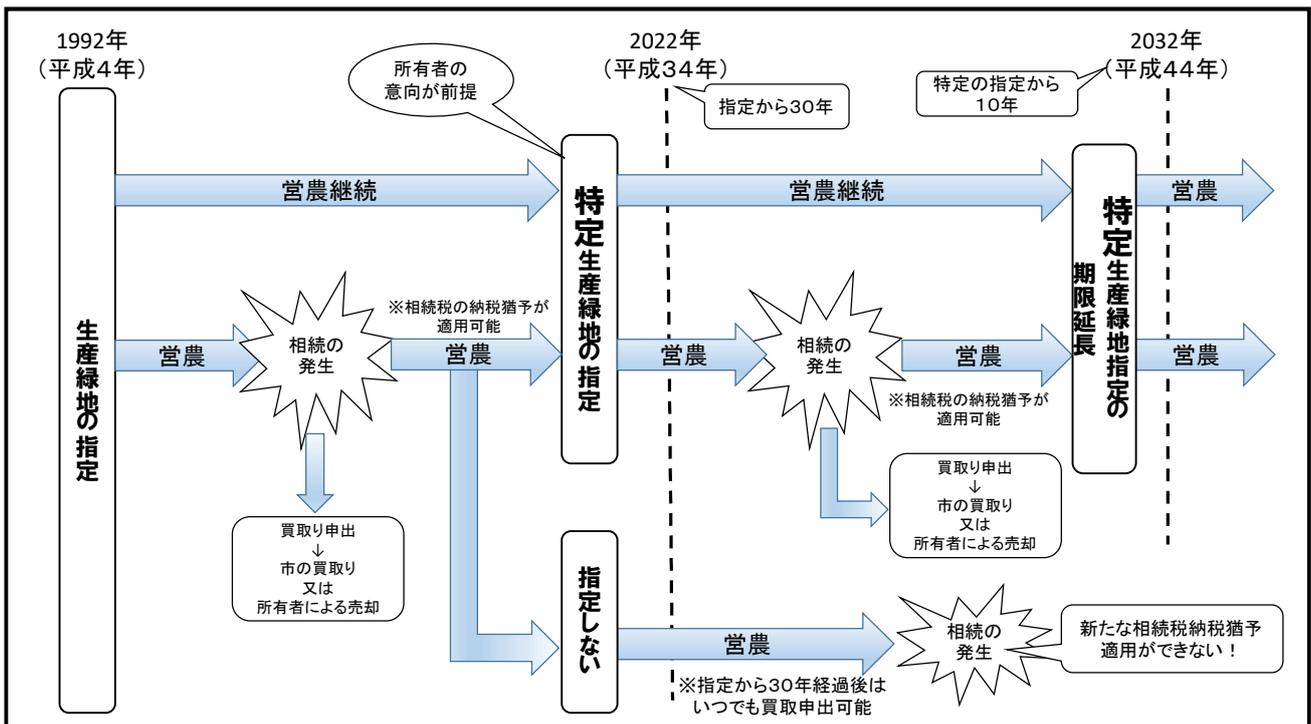
そこで、10年間延長できるのが、今回新たにつくられた「特定生産緑地」制度です。これは、所有者等の申請に基づき、市が特定生産緑地に指定した場合、期間が10年間延長されます。

また、現在生産緑地の指定とあわせて相続税納税猶予（以下「納税猶予」という）を受けている場合、特定生産緑地に指定しないと、その後の（次の）相続時に納税猶予を適用できなくなります。

特定生産緑地に指定	課税	買取り申出 (指定解除の手続き)	その他
する	農地並 ※現行生産緑地と同様	死亡又は故障の場合のみ ※現行生産緑地と同様	新規の納税猶予適用可能
しない	宅地並み ※5年間かけて段階的に宅地並みに課税に	いつでも可能 (農地転用可能)	新規の納税猶予適用不可 ★現在適用中の納税猶予は継続

◇特定生産緑地の指定の手続き等については、今後、改めて情報提供を行う予定です。

<特定生産緑地のイメージ>



【平成30年 賃借料情報】～農地の貸し借りの際の参考に～



平成30年1月から平成30年12月までに締結（公示）された賃貸借による賃借料水準（10aあたり）は下記のとおりです。

なお、この情報は農地の賃貸借をする場合の目安となるよう、情報の提供を目的とするものです。あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件等により当事者間の協議により、適正な金額を定めてください。

また、農地の貸し借りの際には手続きが必要です。詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

		対象範囲：市内全域		（備考）データ数は集計に用いた筆数です。	
農地種別	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	10,900 円	16,400 円	6,600 円	66	
畑	10,400 円	15,100 円	4,900 円	28	

※賃借料が物納支給の場合は、玄米 30kg 当たり 7,050 円に換算しています。

農業者年金に加入して

安心して豊かな老後を！

◇農業者年金は農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

⇒老後の備えは「国民年金」＋『農業者年金』

◇加入要件は以下の3点を満たすだけ！

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③60歳未満の方

◇保険料は自分で選べ、いつでも見直せます！
 保険料は月々2万～6万7千円の間で自由に決められ（月額千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



全国農業新聞を購読してみませんか！



- 農業経営に役立つ話題や情報が満載の読みやすい農業専門誌です。（全国農業会議所発行）
- 毎週金曜日発行
- 購読料は月700円【送料・税込】
- 申込みは農業委員会事務局まで
 （電話：04-7150-6102）